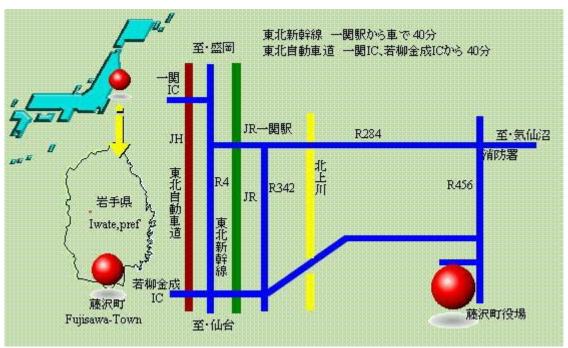
事例番号 016 住民が自ら創り経営するまち(岩手県藤沢町)

1. 背景

藤沢町は岩手県の南端、北上山系の南端に連なる南斜面に位置する人口 1 万人弱のまちである。町の東部は山林であり、西部は北上川に面する丘陵地である。その丘陵地で営まれる農業(葉たばこ、畜産等)が藤沢町の基幹産業である。

町内には数多くの縄文遺跡があり、3,000 年以上も前から人々が暮らしていたと推測されている (藤沢町の野焼祭に参加した岡本太郎氏は自作のブロンズ彫刻「縄文人」を藤沢町に寄贈している)。藤沢町はそのような古からの人々(西の国からは「蝦夷」と呼ばれた)の故郷であったが、次第に西の国の力が及ぶようになり(町内には「前九年の役」の古戦場などがある)、やがて藤原氏、葛西氏、伊達氏の支配するところとなった。そして「中央」と結ばれて北上川の水上輸送が盛んになるとともに、藤沢町は東山地方などへの物資の陸揚げ河港として大いに栄えるようになった。また、交通・通商の要所となるに伴い、新しい技術の導入等を通じてこの地方における産業・文化の先進地になった。仙台伊達藩時代には、「たたら製鉄」の産業が興っている。

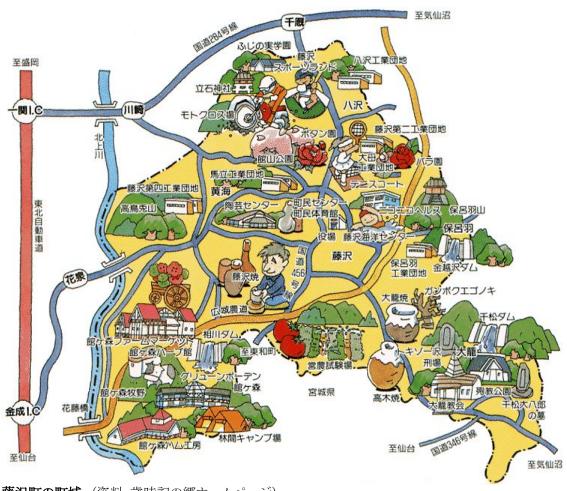
一方、文化面では、藤沢町は縄文の炎が燃える「陶芸の里」となっており、「陶芸センター」 (陶芸体験施設)などの施設がある。また、縄文の野焼きを再現した「藤沢野焼祭」が毎年 8 月に開催されている。歴史面ではキリシタン殉教の哀しい過去を持ち(たたら製鉄のために吉備の国から呼んだ師匠が広めたと伝えられている)、町内にはキリシタンの処刑場等数多くの史跡が残されている。これらの施設やイベント、史跡を訪れる人は年間約30万人にものぼっている。



藤沢町の位置 (資料:藤沢市)

北上川の水運は明治時代以降における鉄道(明治23年東北本線、大正から昭和にかけて大船 渡線)の開通により衰退し、藤沢町は以後、典型的な農村として存在してきた。そして全国的な農 業の衰退傾向の中で人口は都市への流出を続け、ピーク時に 1.6 万人あった人口はこの 40 年間 に激減して 2006 年には 1 万人を下回る状況となった。

このような状況の下、藤沢町は町が空洞化することに歯止めをかけるため、地域社会の再編と農業の振興とに取り組んだ。地域社会の再編に関しては、1970年代から自治組織(自治会)づくりを開始し、現在では自治会が地域の計画づくりや自治会館の建設などを行うまでに成長した。農業の振興に関しては、「生命産業として永遠の価値を持つ」という意識の下、「ファームマーケット」の整備など、町をあげてさまざまな施策に取り組んできた。前者の取り組みは市民主体のまちづくり体制のひとつのあり方として、後者の取り組みはまち経営(藤沢町では農業という生業中心であるが)のひとつのあり方として、今後の全国のまちづくりにとって大いに参考になる内容を有しているものと思われるので、本稿ではこれらの概要を紹介することとしたい。



藤沢町の町域 (資料:歳時記の郷ホームページ)

2. 目標

藤沢町の総合計画(計画期間:1997~2007 年度)は、基本目標を「都市と共有する農村空間・魅力ある町、誇りある町藤沢の実現」とし、町の将来像(目指すべき全体像)を「人かがやき 夢ひろがる 美しき藤沢」としている。そして、「部門別将来像」として、① 自ら考え、自ら創り、自ら経営する町、② 共に生きる喜びに満ちあふれる町、③ 資源を活かし、活力みなぎる町、④ 恵まれた農

村景観の中に快適な生活空間を形成する町、⑤ 豊かな人間性を育み、誇りある文化を創造する町、の 5 つを掲げている。また、住民主体のまちづくりを基本理念としつつ、施策分野別に次の目標を掲げており、これらがまちづくりの方針の 5 つの柱となっている。

住民自治 町民主体のまちづくり

健康福祉 支え合い、喜び合える健康と福祉の里づくり

産業 地域の特性を生かした産業の振興 環境 自然と共生する快適な生活環境づくり

教育文化 未来を支える人材の育成と個性ある地域文化の創造

藤沢町は、地域経営が強く求められていると認識し、まちづうくりのあらゆる段階において住民が参加できる仕組みが重要であると考えている。そして、「みんなの藤沢、みんなでつくろう」を合言葉に、「地域が地域を創り、責任を持って経営する」町民総参加型のまちづくりを推進している。

3. 取り組みの体制

住民主役の組織として町に 44 の自治会が設けられており、それらが行政区と役割分担をして地区運営を行っている。町は「職員の地域分担制」により自治会を支援している。また、個々の自治会の考えを統合して町政に反映させるための組織として「藤沢町自治会協議会」が設けられている。

一方、農業振興に関しては「藤沢型農業」の確立を目指して様々な取り組みが行われているが、 その推進にあたっては、農業関係機関・団体の連携協調のもと、「社団法人藤沢町農業振興公 社」が自治体農政の推進機関として機能している。同公社の任務は以下のようになっている。

- ① 明日の農業に今日の農業を結びつけること
 - ・ 畜産経営による有畜畑作農業の確立
 - ・ マーケティング戦略の構築
- ② 明日の農業を切り拓くこと
 - ・ 商品開発としての地域ブランド化の確立
 - ・ 営農展開の確立
 - ・ 新規作物の導入普及
 - ・ マーケティング戦略の構築

4. 具体策

(1) 住民自治体制の確立

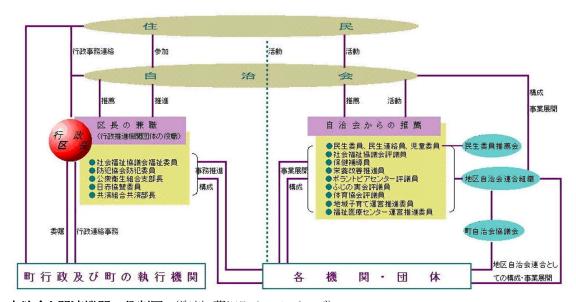
かつての藤沢町には「自治会」(住民自治組織)はなく、「行政区」が置かれていた。この行政区は地区のまとめ役(実力者)である「だんな」が取り仕切っていた。このような状況に対し、藤沢町では昭和 40 年代後半から自治組織の必要性を説き始めた。そのきっかけとなったのは、1971 年(昭和 46 年)の過疎地域指定であった。藤沢町では減反政策等による農業の衰退が著しく、一方、出稼ぎが「第4次産業」と呼ばれるほど盛んになっていた。このような状況が続けば住民のまちへの愛着心が薄れ、まちは人々の心の中から空洞化していく。町はそのような危惧を抱き、それを防ぐた

めには住民が主役になるまち経営が必要であると考えた。そして、住民が主役になる組織として自 治会を設けることが必要であると考えたわけである。

このような町の考えに対し、住民は当初はあまり関心を抱かず、地区の実力者等からは反発もあったというが、町が様々な「町民研修」を行うなどして粘り強く活動を続けた結果、1970年代のおわりまでにはすべての地区で自治会が発足することとなった(「地域自治会制」)。

自治会は組織横断的に地区を経営する組織として位置づけられ、現在では行政区と自治会と の混合システムで地区が運営されている。行政区の区長は町からの委嘱により従来通り行政事務 連絡を担うとともに、社会福祉協議会、防犯協会、公衆衛生組合などの行政推進機関団体の委員 や支部長を兼ねる。一方、民生委員、保健補導員、体育協会評議委員など、様々な行政支援活 動を担う人は自治会からの推薦により決められる。このような役割分担が行われている。

1976 年に町が新総合計画を策定するに際しては、自治会が地区別の意見集約の場となった。地区の条件、資源等を自治会が洗い出して評価し、自治会単位で「地域ミニ計画」と呼ばれる計画を策定した。そして、自治会の連合体として設置された「藤沢町自治会協議会」で各自治会の計画が集約されて町に提出され、町はそれを踏まえて新総合計画を策定した。藤沢町ではこの仕組みが今日に至るまで住民自治の基礎となっている。町によれば、この仕組みは地域(自治会)が町に計画を提出するという「陳情の域を越えた地域政策立案システム」であり、住民が計画段階から町政に参加することを通じて行政と責任を共有するという「パートナーシップによるまちづくり」である。



自治会と関連機関の役割図(資料:藤沢町ホームページ)

このように、藤沢町ではボトムアップの先進的まち経営が行われているが、その結果、例えば地区の自治会館も住民が自らの創意工夫で建設するなど、住民による主体的なまち運営が広がってきている。一方、行政は自治会の運営を支援するために「職員の地域分担制」を採用している。44の自治会別に専任の職員を置き、行政情報を提供するとともに自治会の地域づくりに加わっている。

1990 年には自治会への取組み開始 20 年を記念して、町役場前にケルンがつくられた。町民約

1万2,000人と43の自治会が石を1個ずつ持ち寄ってつくったものである。このケルンの石でまち経営に主体的に取り組む住民の更なる意志が示された。





藤沢町の自治会風景

自治会活動のシンボル「ケルン」

(資料:岩手県企画振興部市町村課『ORYZA(オリザ)』50号(2000年9月))

(2) 藤沢型農業の展開

① 藤沢型農業確立の基本方向

以上のようにして確立された自治の仕組みを基盤に、町民の総意をもって農業への新たな取り組みが始まった。それは、まちの基幹産業もであり生活基盤でもある農業を独自のものとして、また、自立したものとして発展させようとする「藤沢型農業」確立の試みである。「藤沢型農業」は、「従来の生産された農畜産物を消費者に供給するという発想を転換し、「最初に、消費者ありき」を基本に、商品として農畜産物の生産、加工及び流通のすべての過程において、消費者ニーズに対応した「売る農業」の構築をめざすもの」と説明されている。

藤沢町は 1992 年に「藤沢農業振興に係る基本構想」を策定して農業振興の基本方針を明確に するとともに、同年「藤沢型農業確立推進条例」を制定して次の目標を掲げた。

農業に関する施策は、農業者の経営体としての自立を基に、地域全体として農業の複合化とシステム化、そして農畜産物の低コスト化と個性化を図り、合わせて生産基盤、加工及び流通販売基盤の整備による藤沢型農業を確立し、国際化及び産地間競争に打ち克つ産業としての農業を推進することを目標とする。(条例第1条)

これは、まち経営のシステム化にも大いに参考になる視点であると言えるが、条例第2条に掲げられている以下の「施策の推進」も同様に参考になる。

- i) 消費者ニーズに対応した農畜産物の供給のための地域ブランド商品の研究開発
- ii) 農畜産物の有利販売のための販路の調査及び開拓等マーケティング戦略の構築
- iii) 高付加価値農業の形成を促進するための加工施設の設置等による基礎的条件の整備
- iv) 規模拡大と農作業の効率化を促進するための農業基盤の整備と農用地の総合的な利用 調整
- v) 農業経営によって自立しようとする者のための研修機会の提供によるパイオニアとしての農

業経営者の育成

- vi)農畜産物の生産拡大と低コスト生産を推進するための生産組織の育成
- vii)総合的な定住環境としての地域農村環境の整備

藤沢町はさらに1993年に「藤沢町農業確立アクションプラン」を策定し、藤沢型農業確立の基本方向を次のように定めた。

- i) 地域マネージメント機能を最大限に発揮した「自治体農政」に基づく、地域農業のシステム 化、地域農業の複合化の推進
- ii) 農産、畜産の有機的結合による有畜畑作農業の推進
- iii) 生産の組織化による低コスト生産の推進
- iv) 農畜産物の付加価値を高める個性化(ブランド化)の推進
- v) マーケティング戦略の構築

② 藤沢型農業確立のための具体的施策の展開

以上の方針に基づき、具体的な施策として、藤沢型農業確立に関する試験実証施設の整備、 藤沢型農業確立のための資金融通諸制度の確立、マーケティング戦略の構築・体制整備、藤沢 町農業パイオニア実践農場の整備を行ってきている。それぞれの概要は以下のとおりである。

1) 藤沢型農業確立に関する試験実証施設の整備

試験実証施設は、営農試験場、畜産実証施設、農産実証施設の3種類の施設から成る。それぞれの施設の機能、任務等は以下のようになっている。

i) 営農試験場

〔機能〕

- ・ 藤沢型農業推進体制の確立と豊かな営農展開を図るための営農の推進
- ・ 生産技術及び経営技術等の総合的な試験研究と営農の実践及び研修

[任務]

- ・ 地域農業の複合化及びシステム化の確立
- ・ 作物栽培の試験研究及び開発
- ・ 主産地の形成及び市場開拓
- ・ 営農の普及推進
- ・ パイオニアとしての農業経営者の育成
- ii) 畜産実証施設

〔機能〕

- ・ 肉用牛の低コスト生産体制の確立及び地域内一貫生産体制の確立
- 省力化技術の導入による大規模酪農経営の確立
- ・ 畜産の生産環境改善の推進
- ・ 地域畜産複合経営の実証

[施設の種類・任務]

ET センター

・ 肉用牛生産における最先端技術である受精卵移植技術の活用による低コスト優良牛生産の推進

酪農センター

- ・ 酪農経営の先端的生産システムであるフリーストール方式の導入による大規模酪農経 営の実証化の推進
- ・ 受精卵移植技術の活用による酪農・和牛地域複合経営の推進

哺育センター

- ・ 受精卵移植技術による生産子牛の哺育、育成のシステム化の推進
- ・ 肉用牛経営体に対する優良牛の安価かつ安定的供給の推進

iii)農産実証施設

[機能]

・ 農畜産物に係る生産の低コスト化、高品質化、ブランド化の推進を通じた地域農業経営 体の経営の安定化及び藤沢型農業の早期確立

[施設の種類・任務]

ライスセンター

・ 消費者ニーズを重視した生産から販売までのシステム化による藤沢型ブランド米確立を 推進し、地域稲作経営体の安定的な経営の実現を図ること

2) 藤沢型農業確立のための資金融通制度の確立

藤沢町が町単独で体系的な資金融通制度を創設した。その内容は、①基金の設置による資金の融通、②融資機関に対する利子補給の2つである。農業経営体(個人、法人、団体)に対して無利子資金を融通することで、地域農業のシステム化・複合化、生産・加工・販売等に係る基礎的条件の整備を促進することを目的としている。制度の対象となる具体的な事業と目的は以下のようになっている。

- i) 畜產農業振興対策
- ・ 酪農・和牛生産振興資金(酪農、繁殖、肥育部門の有機的結合)
- ・ 堆肥生産供給システム化推進資金(糞尿活用による堆肥の生産供給システムの確立)
- ・ 地域ブランド牛研究開発資金(地域ブランド牛の研究開発)
- ・ 肉用牛優良産地確立推進資金(肉用牛経営の振興)
- ii) 畑作農業等振興対策
- 野菜・花き等先導団地育成資金(先導的団地営農に取り組む経営体の経営安定化)
- ・ 大規模営農団地緑化等対策資金(地域森林資源のかん養と営農団地の有効活用)
- ・ 大型農業機械組織育成資金(消費者ニーズに即応した低コスト生産による収益性向上)
- iii) 施設利用型農業振興対策
 - ・ 施設園芸振興資金(生産の組織化及びその育成強化)
- iv) 高付加価値化創出対策
 - ・ 地場産品高付加価値化創出資金(差別化商品の開発、製造の促進)

- v) 流通販売促進対策
- ・ 流通販売対策推進資金(消費者直結型の流通販売を促進)
- vi)農地利用調整対策
 - ・農地利用調整資金(地域農業を担う経営体に農地の集積を図り藤沢型農業を振興)
- vii)水田農業経営振興対策
 - ・ 先導的水田農業経営振興資金(中核的水田農業経営体の育成、経営規模の拡大による生産性の向上促進、異常気象等災害年における経営の安定化)
- viii)大規模果樹経営振興対策
 - ・ 大規模果樹経営振興資金(果樹の名柄産地を確立するため大規模経営体を育成強化、経 営の安定化及び継続性を促進)

3) マーケティング戦略の構築・体制整備

農畜産物の国際化が進む状況下においては、マーケティング戦略の構築及び体制の整備が極めて重要であると藤沢町では考えている。農畜産物の基本的な販売形態には①市場販売、②契約販売、③加工販売、④産直販売、及び⑤ファームマーケットがあるが、藤沢町では「流通こそ成長の鍵」という認識の下、新しい流通販売体制を確立するために「共業生産方式による契約販売」及び「ファームマーケット」に力を入れてきている。これらは既存の「市場販売」が持つ仕組みと方法によっては対応し得ない販売体制を担うものであり、それぞれの概要は以下のようになっている。

i) 共業生産方式による契約販売

これは、農畜産物の流通を担う生産者、流通業者(量販店、小売店等)、町等のそれぞれの機能の一元化を図る方式である。具体的には、生産者に蓄積された生産機能と流通業者の流通機能とのシステム化を図るとともに、町が経営参画することで販売戦略上の信用力と地域内調整力とを保持する内容となっている。それらを推進する上での中心的組織は第三セクター「(株)いわて藤沢」(出資者:生産者、流通業者、町)である。この方式により商品開発や流通開拓の面における効果が出てきている。

ii)ファームマーケット

ファームマーケットとは、農畜産物の生産現場に留まっていた農場を緑豊かなステージとして消費者が訪れ楽しむ場にするものであり、消費者はそこで「体験する」、「学ぶ」、「遊ぶ」、「食べる」、「買う」等のニーズを満たすことができる。これは、販売形態を直販、産直とする農畜産物の販売戦略の一環でもある。1993 年 8 月に「館ヶ森ファームマーケット」としてオープンした。そのファームマーケットを含みハーブガーデン&ハーブ館やハム工房、ペンション・グリューンボーデン等を含む一帯は「館ケ森アーク牧場」として経営されている。「アーク」は「ノアの箱舟」を意味し、その名前には日本の農業を将来に残すという思いが込められている。山々に囲まれ広々とした緑の高原に瀟洒な建物が点在する美しい風景が形成されており、また、新鮮で安全な野菜や果物、手作りのハムやパンなどへの人気が高く、現在では全国的に有名な存在になっている。施設の具体的な内容は以下のとおりである。

総面積 200ha

生産機能 国営団地(40ha)

加工施設(館ヶ森ハム工房、ハーブ館、ファームマーケット)

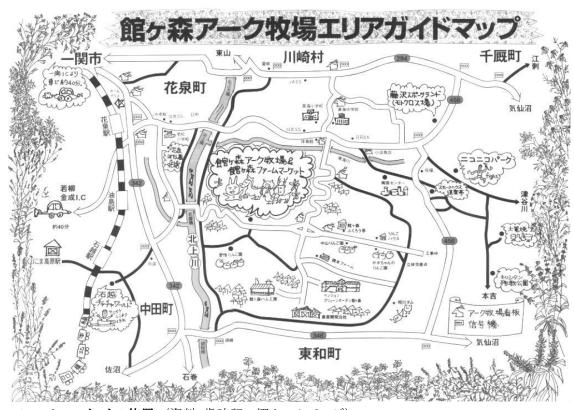
流通機能 ファームマーケット館

情報受・発信機能 ファームマーケット館、ハーブ館 レクリエーション機能 キャンプ場、チビッコ広場、ダム

教育研修機能 学童農園、市民農園

観光リゾート機能ペンション、観光農園、牧野

健康福祉機能 ペンション、観光農園、自然緑地



ファームマーケットの位置 (資料:歳時記の郷ホームページ)

4) 藤沢町農業パイオニア実践農場

農業経営の後継者育成を目的として藤沢町は 1980 年に「藤沢町農業後継者営農実践農場」 (1997 年度までに修了生 52 名)を設けたが、機能の充実強化を図るため 1992 年に「藤沢町農業パイオニア実践農場」に名称変更した。これは企業的農業経営や自立した農業経営を目指す人を対象に生産技術、経営技術を研修する施設であり、その概要は以下のようになっている。

・ 研修生の入所資格 概ね 18 歳以上で町長が許可した者

・ 毎年度の入所生 5名以内

· 研修期間 3 年

· 研修補助金 1年課程月7万円、2年課程月5万円、3年課程月3万円

・ 研修内容 町長が実践農場として指定した生産農場、施設で自己の経営志向

作目の研修に取り組む

・ 海外派遣研修 経営志向作目に応じた国外先進地への派遣を行う(年間3名程度)

旅費、滞在費等研修に要する直接的現金的経費で自己負担額の2

分の1以内(一人1回当980万円限度)を補助

以上の他、藤沢町では「藤沢型農業」のコンセプトの延長として 1996 年に「有機農業の里藤沢」 推進構想を打ち出した。これは消費者の食に対する健康・安全・安全指向に沿ったもので、地域ブランド商品の開発、有機物の投入による地力の維持・培養(生態系のバランスの維持を図る)、堆肥センターの整備による有機物の供給、有機農法のマニュアル化、生産指導の徹底、などの多彩な努力を行っている。

5. 特徵的手法

従来の行政区との調和を図りながら真の住民自治を確立するために自治会制度を導入し、さらに個々の自治会の意思を藤沢町自治会協議会を通じて町政に反映させる仕組みを導入した点は、全国の多くの市町村で自治会が形骸化している今日、大いに注目されるものである。

一方、農業振興面では、農業の国際化を強く意識しつつ独自の農業を確立するコンセプトとして「藤沢型農業」を導入し、流通重視で戦略的な取り組みを行っている点が、今後のまち経営にとって大いに参考になる。

6. 課題

現在、一関市と藤沢町との合併計画が検討されている。未だ先行きは不透明であるが、藤沢町ではこの計画を実現すべく今までの施策方針にも様々な角度から検討を加えているところであり、その中からさらなる町の活性化策が生み出されることが期待されている。

(参考・引用文献)

藤沢町ホームページ

岩手県企画振興部市町村課『いわて地域づくり情報誌 ORYZA(オリザ)』50 号(2000 年 9 月) 高橋秀幸等『市民参加』公人社、2005 年